

## 専任の宅地建物取引士の減員に必要な書類

| 届出先          | チェック | 書類名  |
|--------------|------|--|
| 免許(府庁)       |      | ★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第1面)                           |
|              |      | ★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第4面)                           |
|              |      | 専任の取引士設置証明書(添付書類3)                                   |
|              |      | ★ 宅地建物取引業に従事する者の名簿(添付書類8)                            |
| 取引士登録        |      | 様式第7号 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書<br>(取引士登録のある各都道府県へご提出ください) |
|              |      | 退職証明書 退社される場合のみ                                      |
|              |      |  |
| 宅建協会<br>○は必須 |      | ○ 準会員B届出書(入会申込書・変更届・退会届)                             |
|              |      | ○ 申請書類副本より ★分の写し                                     |
|              |      |  |
|              |      | △ 会員カード返却 (正 A B )                                   |

①上記書類は、泉州支部HP(下記リンク参照)よりダウンロードして頂くか、支部まで取りに来て下さいますようお願い致します。

<https://www.takken-sensyu.jp/koushin-henkou/sentori-genin/>

②府庁へ変更届け提出の際、書類を2部(正・副)作成し提出してください。(知事免許の場合)(変更のお届けは、変更後1か月以内にご提出下さい。)

③府庁届け出後、大阪府收受印のある副本より★分の写しと、協会書類をご準備頂き泉州支部まで提出して下さい。

※準会員B会費 1,000円/月は半年に1回の口座振替にて取り切りとなっております。

4/1～5月中旬または10/1～11月中旬に協会へ減員届をされた場合、半年分の準会員B会費 6,000円(1,000円×6ヶ月)は現金もしくは振込にて納入お願い致します。



大阪府宅地建物取引業協会

**泉州支部**

大阪府宅地建物取引業協会 泉州支部

TEL 072-438-9001

FAX 072-438-9004

e-mail osakatakken-sensyu@song.ocn.ne.jp